



参加しかできない、という誤解を招くおそれもある、ということについて、市民参加の権利は、地域のことは市民の意思に基づいて行うという地方自治の本旨により派生するものであり、答申のとおり全ての市民に市民参加の権利があるものです。しかしながら、本条例では、参加や協働に関わる施策によって対象となる市民の範囲が異なってくることもあり、限定的に示すことが難しいため、市民の定義を規定しておらず、また、参加の形態も必ずしも同じではないことから、本条文では「それぞれの立場において」参加する権利を有すると規定しているところです。そのため、条例改正は行わず、誤解が生じないように逐条解説において、説明することとします。本条例案骨子について、意見等があれば10月21日までに政策室へ連絡をお願いします。

市長 特に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて、審議事項2「狛江市庁舎等の国旗等の掲揚に関する基準（案）について」の説明をお願いします。

部長 これまで国旗及び市旗については、掲揚等に関する明確な基準がなく、弔意を表す半旗の掲揚に関しても、国等からの通知を参考に、前例に倣い対応を行ってきたところですが、半旗対応を行う一定の基準が必要との判断から、新たに庁舎等における国旗等の掲揚、降納、管理等の取扱いを定める基準として、狛江市庁舎等の国旗等の掲揚に関する基準（案）を作成しました。本基準の対象は、第3条のとおり、教育施設を除く庁舎等とします。国旗及び市旗の掲揚については、第4条のとおり、荒天等により国旗等を掲揚することが適当でない場合を除き、毎日掲揚・降納することとします。当該規定で対応できない場合には、別途施設ごとに定めることとしています。第5条取扱責任者については、各庁舎等の管理者とします。第6条弔意を表す国旗等の掲揚については、半旗によるものとし、国旗を半旗とする基準については、(1)皇室関係の葬儀、(2)国が行う葬儀、(3)弔旗の掲揚について、国等からの通知等が発出された追悼式典に行うものとし、市旗のみを半旗とする場合は、市内又は友好都市等で発生した大規模災害等とします。本基準案について、審議をお願いします。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 庁舎等の「等」に当たる施設については、定めないのでですか。

部長 教育施設を除くため、「等」に当たる施設については、市役所本庁舎及びあいとぴあセンターを想定しています。

部長 教育委員会では、現時点において内規を定める予定はありませんが、従来どおり、国や東京都教育委員会からの通知及び要請を踏まえて判断したいと考えており、日常的な国旗等の掲揚の取扱いについては、今までどおり施設管理者の判断に任せたいと考えています。

- 副市長 市役所本庁舎のみの基準を定め、その他の施設はその基準を準用すると整理してはどうでしょうか。
- 市長 他に意見等なければ、基準の対象を市役所本庁舎とし、他の条文の文言整理を行い、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「調布都市計画生産緑地地区の変更（案）について」の説明をお願いします。
- 部長 令和4年度の調布都市計画生産緑地地区の変更（案）は、6月21日の庁議にて報告後、9月30日の令和4年度第2回狛江市都市計画審議会へ諮問し、「原案どおり了承」という答申をいただきました。資料4ページのとおり、本都市計画変更により、変更後の生産緑地地区の地区数は132件、面積は約28.12haとなりました。本内容について、10月20日付けで調布都市計画生産緑地地区の変更の告示を行いたいと考えています。
- 市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。
- 次に、報告事項1「令和4年度技能・農業功労者表彰について」を報告してください。
- 部長 狛江市表彰条例に基づく技能・農業功労者の表彰者は、資料のとおりです。なお、表彰式については、11月23日午前10時から特別会議室で実施します。市長・副市長・教育長の出席をお願いします。
- 市長 続いて、報告事項2『『オープンデータ作成のための9つの指針』及び『狛江市オープンデータ作成マニュアル』の策定について』を報告してください。
- 部長 オープンデータの取組については、平成30年11月6日庁議において、東京都カタログサイトへの参加と協力により推進するとしていますが、昨今のデータ連携社会の進展により、行政情報のオープンデータの重要性が高まっています。狛江市が所有する行政情報のオープンデータ化をより推進するため、「オープンデータ作成のための9つの指針」と「狛江市オープンデータ作成マニュアル」を作成しました。本マニュアルを参考に、各担当課で独自に所有している行政情報のオープンデータ化について、着手可能などころから積極的に取り組んでいただければと思います。
- なお、東京都カタログサイトにおいては、国の推奨データセットに準拠した東京都の共通フォーマットにて13種類のデータセットのほか、各自治体で作成している独自のオープンデータが公開されています。狛江市は現段階で文化財一覧、観光施設一覧、イベント一覧、公共施設一覧の4つのデータセットを公開しています。改めて情報政策課より、公開済みのデータ更新の確認と、必ずしも市で全てのデータを所有しているとは限りませんが、その他のデータセットについても、データを所有すると考えられる主管課へ提供を依頼する予定です。併せて独自の行政情報のオープンデータ化についても、今回のマニュアルを活用し、東京都カタログサイトに掲載ができるものがあ

れば、情報政策課に提供してください。

市 長 本件について質問等ありますか。

副市長 オープンデータの取組について、今まで決算資料と統計こまえ、各種計画の数値の齟齬が生じていたが、オープンデータに一本化することにより確認が効率的にチェックできること、また、国が提唱するウェルビーイング指標のベースとなっているため、整備すれば数値に好影響があります。

市 長 オープンデータ化により、企業や大学等の協働が促進されますので、そうした面も意識して全庁で積極的に取り組んでください。

市 長 続いて、報告事項3「特定生産緑地の指定について」を報告してください。

部 長 平成29年5月に生産緑地法が一部改正され、指定の告示から30年を迎える生産緑地地区について、税制優遇や買取申出ができる時期が10年延長される特定生産緑地制度が平成30年4月1日に施行されました。それに伴い、平成30年から市民説明会を開催し、制度の周知をするとともに、申請の受付や都市計画審議会での意見聴取等を進めてきました。令和3年12月24日には、平成4年指定の生産緑地のうち約21.81haを特定生産緑地として指定の公示を行い、令和4年10月20日には、平成4年及び5年指定の生産緑地のうち約2.88haを特定生産緑地として指定の公示を行う予定です。また令和3年12月24日に公示した約21.81haのうち、公示後に主たる従事者の死亡による買取申出の提出や、法的効力が発生する申出基準日前であるため、申請の一部取下げを行う地区があり、その地区について、令和4年10月20日及び26日に特定生産緑地の指定解除の公示を行う予定です。これにより、平成4年及び5年指定の生産緑地地区については、全ての手続きが完了し、約24.80haのうち約99%に当たる約24.46haが特定生産緑地に移行する予定です。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 残りの1%の土地は宅地化されるということですか。

部 長 その通りです。買取申出等により土地利用が変更になります。

市 長 その他ありますか。

部 長 多摩・島しょ広域連携活動助成事業「多摩マッチングプロジェクト」についてです。多摩マッチングプロジェクトは、多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用し、府中市、国立市、稲城市、狛江市の4市を構成市とする事業であり、婚活パーティ等のイベントを実施しながら各市の魅力を発信し、結婚支援と移住定住促進を目的とするものです。令和4年度は、各市1回ずつイベントを予定しており、第1回目のイベントを小田急線高架下にあるSAKE-YA KITAMI（さかや きたみ）にて11月6日午前11時より開催します。今後は、12月から1月にかけて稲城市・府中市・国立市でのイベントを開催予

定です。

副市長 市長会の補助金等を活用しているということは、複数年事業ですか。

部長 3年間の事業で、令和4年度が初年度となります。

市長 市民以外の参加者も見込まれ、市のPRにもつながる取組のため、連携する事業についても検討してください。他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、10月25日午前9時00分から開催します。